

青森公立大学オープンアクセスポリシーの制定について

1 趣旨

オープンアクセス(OA)とは、「研究の成果物である学術論文等がインターネット上で公開され、誰でも無料で利用できる状態にあること」を意味する。学術雑誌論文等の研究成果をオープンアクセスにすることによって、世界中の誰もが無料で閲覧できるようになるため、研究成果の可視性が高まり、被引用回数等のインパクトの増加につなげることができる。

国の動向では、「学術論文等の即時オープンアクセスの実現に向けた基本方針」(令和6年2月16日 統合イノベーション戦略推進会議決定)及び「具体的方策」(令和6年2月21日、令和6年10月8日改正 関係府省申合せ)により、国としてのオープンアクセス方針が決定され、2025年度新規公募分から公的資金による学術論文等(本文および根拠データ)は即時オープンアクセス化が義務化されたところ。

従って、本学においても当該方針等を踏まえて、必要な対応をとるもの。

2 即時オープンアクセス化のポイント

(1)対象となる競争的研究費制度(4つ/すべて文部科学省所管)

- 科学研究費助成事業 : 日本学術振興 ← 本学は毎年度応募・採択実績有
- 戦略的創造研究推進事業: 科学技術振興機構
- 戦略的創造研究推進事業: 日本医療研究開発機構
- 創発的研究支援事業 : 科学技術振興機構

(2)学術論文及び根拠データの機関リポジトリ等の情報基盤への掲載

本学に在籍する教員等が、出版社や学協会等が発行する学術雑誌等に掲載された研究成果を、青森公立大学学術リポジトリ又はその他当該研究成果の著者が選択する方法によって公開する。

3 具体的な対応

「青森公立大学オープンアクセスポリシーの制定」及び「実施要領」の決定(別添参照)

4 施行期日

決裁日(令和7年7月中旬)

5 今後の予定

- | | | |
|-----------------|-----------|------|
| (1)令和7年7月 9日(水) | 図書館運営委員会 | 【審議】 |
| (2)令和7年7月 9日(水) | 部局長会議 | 【審議】 |
| (3)令和7年7月16日(水) | 臨時教育研究審議会 | 【審議】 |
| (4)令和7年7月23日(水) | 学部教授会 | (報告) |

青森公立大学オープンアクセスポリシー（案）

令和7年7月 日制定

（趣旨）

- 1 青森公立大学（以下、「本学」という。）は、本学の研究成果を学内外を問わず広く公開することにより、学術研究のさらなる発展に寄与するとともに、その創造的成果を地域社会及び国際社会に還元し持続的発展に貢献することを目的として、オープンアクセスに関するポリシーを以下のとおり定める。

（定義）

- 2 本ポリシーにおける研究成果とは、出版社、学協会等が発行する学術雑誌等に掲載された、本学に在籍する教員、研究員（以下、「教員等」という。）を著者とする学術論文等とする。

（研究成果の公開）

- 3 本学は、研究成果を、青森公立大学学術リポジトリ（以下、「リポジトリ」という。）又はその他当該研究成果の著者が選択する方法によって公開する。ただし、研究成果の著作権は、本学には移転しない。

（適用の例外）

- 4 著作権等の理由で研究成果の公開が不適切であるとの申し出が教員等からあった場合、本学は当該研究成果について本ポリシーの適用を免除又は公開を猶予する。

（適用の不遡及）

- 5 本ポリシー施行前に出版された研究成果や、本ポリシー施行前に本ポリシーと相反する契約を締結した研究成果には、本ポリシーは適用されない。

（リポジトリへの登録）

- 6 教員等は、研究成果をリポジトリで公開することを選択した場合は、できるだけすみやかにリポジトリ登録が許諾される著者最終稿等の適切な版を本学に提供する。リポジトリへの登録、公開等リポジトリに関する事項は、「青森公立大学学術リポジトリ運用に関する要綱」に基づき取り扱う。

（その他）

- 7 本ポリシーに定めるもののほか、オープンアクセスに関し必要な事項は、関係者間で協議して定める。

附 則

本ポリシーは、令和7年7月 日から適用する。

青森公立大学オープンアクセスポリシー実施要領（案）

この要領は、「青森公立大学オープンアクセスポリシー（令和7年7月 日制定）」（以下、「本ポリシー」という。）の実施に必要な事項について説明するものである。

（趣旨）

- 1 青森公立大学（以下、「本学」という。）は、本学の研究成果を学内外を問わず広く公開することにより、学術研究のさらなる発展に寄与するとともに、その創造的成果を地域社会及び国際社会に還元し持続的発展に貢献することを目的として、オープンアクセスに関するポリシーを以下のとおり定める。

1-1 オープンアクセス（OA）の定義

学術情報（学術雑誌論文、会議発表論文、図書等）がインターネット上で公開され、無料で利用できる状態をいう。

1-2 OAの手段

グリーン OA	リポジトリ等に登録し、出版社版や著者最終稿を無料で公開する方法
ゴールド OA	OA ジャーナルに投稿し、著者が APC (Article Processing Charge/論文掲載料) を負担して公開する方法

1-3 OAの意義

学術雑誌論文等の研究成果を OA にすることによって、世界中の誰もが無料で閲覧できるようになるため、研究成果の可視性が高まり、被引用回数等のインパクトの増加につながる。

著者にとって、以下のようなメリットがある。

- ・世界中の人に研究成果を読んでもらう機会が得られる
- ・研究成果が引用される可能性が高まる。
- ・異なる分野の研究成果に触れる機会が増え、研究の幅が広がる。
- ・自分自身の研究成果をいつでも確認することができる。

（定義）

- 2 本ポリシーにおける研究成果とは、出版社、学協会等が発行する学術雑誌等に掲載された、本学に在籍する教員、研究員（以下、「教員等」という。）を著者とする学術論文等とする。

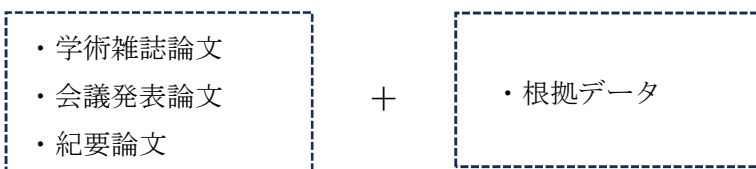
2-1 「教員等」の範囲

本学に在籍する常勤の教員、研究員

- ・上記以外の教職員、大学院生等は本ポリシーの対象には含まれないが、自発的にリポジトリに登録することを推奨する。
- ・本学に在籍する教員等が他機関へ異動した後も、在籍時に発表し、リポジトリに登録した論文は引き続き保存、公開する。

2-2 研究成果の範囲

出版社、学協会等が発行する出版物に掲載された以下の学術情報であり、査読の有無は問わない。



なお、上記以外の研究成果（図書、研究報告書等）もリポジトリに登録することができる。

・学外研究者との共同研究成果

学外研究者との共同研究成果も本ポリシーの対象となる。

共著者がいる場合は、必ず共著者全員の同意を得たうえでリポジトリに登録すること。

なお、筆頭著者（First Author）や責任著者（Corresponding Author）が他機関に所属していて、他機関のリポジトリ等で既にオープンアクセスになっている場合は登録不要。

（研究成果の公開）

3 本学は、研究成果を、青森公立大学学術リポジトリ（以下「リポジトリ」という。）又はその他当該研究成果の著者が選択する方法によって公開する。ただし、研究成果の著作権は、本学には移転しない。

3-1 公開の方法

- ・青森公立大学学術リポジトリへの登録
- ・OA ジャーナルへの掲載
- ・ジャーナルのオプションを選択し、論文単位で OA にする
- ・外部の機関が設置するリポジトリでの公開

3-2 研究成果の著作権

リポジトリへの登録により、研究成果の著作権が移転することはない。

(適用の例外)

- 4 著作権等の理由で研究成果の公開が不適切であるとの申し出が教員等からあった場合、本学は当該研究成果について本ポリシーの適用を免除又は公開を猶予する。

4-1 公開が不適切である場合

- ・出版社等に著作権を譲渡しており、著作権者によりあらゆる版の公開が許諾されない場合
- ・研究成果が個人情報やプライバシーに関する情報を含むため、インターネット上での公開が不適切である場合
- ・共著者の同意が得られない場合
- ・出版社版と異なる版の公開を差し控えたい場合
- ・捏造・改ざん・盗用・剽窃等、研究活動における不正行為があった場合
- ・その他、公開することにより、教育研究上の不利益や支障が生じる場合

(適用の不遡及)

- 5 本ポリシー施行前に出版された研究成果や、本ポリシー施行前に本ポリシーと相反する契約を締結した研究成果には、本ポリシーは適用されない。

5-1 本ポリシーの適用について

本ポリシーの施行日（令和7年7月 日）以降に出版された研究成果に適用する。

(リポジトリへの登録)

- 6 教員等は、研究成果をリポジトリで公開することを選択した場合は、できるだけすみやかにリポジトリ登録が許諾される著者最終稿等の適切な版を本学に提供する。リポジトリへの登録、公開等リポジトリに関する事項は、「青森公立大学学術リポジトリ運用に関する要綱」に基づき取り扱う。

6-1 研究成果の提供時期

研究成果はできるだけすみやかにリポジトリに登録することが望ましい。出版社や学協会等のポリシーにより公開禁止期間（エンバーゴ）が定められている場合は、指定した日まで公開を保留することができる。

6-2 研究成果の提供方法

- ・図書館へメールでリポジトリへの登録を依頼する。
- ・共著者がいる場合は、必ず共著者全員の同意を得たうえで提出すること。

6-3 リポジトリ登録が許諾される版

- ・多くの出版社等において、「著者最終稿」(学術雑誌等にアクセプトされる直前に著者が提出した原稿のことで、出版社によるレイアウト調整等の手が加えられていない版)をリポジトリに登録することを許諾している。出版社版をリポジトリに登録可能な場合もある。
- ・論文投稿時に取り交わす著作権譲渡書(Copyright Transfer Form)にリポジトリ登録が許諾される版が明記されるのが一般的だが、図書館においても、出版社等の Web サイトに掲載されているポリシー等を確認し、明確な情報が得られない場合は著者に照会することもある。

(その他)

7 本ポリシーに定めるもののほか、オープンアクセスに関し必要な事項は、関係者間で協議して定める。

7-1 その他の必要事項

本ポリシーの実施にあたり、出版社等との調整が必要な場合は、関係者間で協議する。

学術論文等の即時オープンアクセスの実現に向けた基本方針

令和 6 年 2 月 16 日

統合イノベーション戦略推進会議決定

科学技術は、社会課題を成長のエンジンへと転換し、持続的な経済成長を実現する原動力であり、同時に、感染症や自然災害等の脅威について国民の安全・安心を確保するものであり、国家の生命線となっている。学術論文の発表等を通じたオープンアクセスの推進により、研究の進展や社会実装につながり、科学技術の研究成果は国民に広く還元されている。しかしながら、その流通はグローバルな学術出版社等（以下「学術プラットフォーム」という。）の市場支配の下に置かれ、購読料や学術論文のオープンアクセス掲載公開料（APC: Article Processing Charge）の高騰が進んでいる。この高騰は学術雑誌の購読や学術論文の出版という学術研究の根幹に係る大学、研究者等の費用負担を増大させ、研究コミュニティの自律性を損なうなどの悪影響をもたらす可能性がある。また、研究評価における定量的指標への過度な依存を見直し、オープンサイエンス推進のための現状と課題を把握・分析しつつ、新たな評価及びインセンティブ付与のためのシステムの確立と移行を目指す必要がある。これらの科学技術・イノベーションに関する成果の流通の重要性に鑑み、我が国では、米国やEUでの動向も踏まえ、総合科学技術・イノベーション会議 有識者議員等において検討を行ってきた。

令和 5 年 5 月の G7 広島サミット及び G7 仙台科学技術大臣会合を踏まえ、「統合イノベーション戦略 2023」（令和 5 年 6 月 9 日閣議決定）において「学術論文等の即時オープンアクセスの実現に向けた国の方針を策定する」こととしている。これを受け、総合科学技術・イノベーション会議 有識者議員は、「公的資金による学術論文等のオープンアクセスの実現に向けた基本的な考え方」（令和 5 年 10 月 30 日）（以下、「基本的な考え方」という。）を取りまとめ、学術論文等の即時オープンアクセスの実現に向けた国の方針に盛り込むべき事項について整理を行った。

基本的な考え方では、学術論文及び根拠データの即時オープンアクセスを実現するための理念として、

- ・ 第 1 に、公的資金によって生み出された研究成果を広く国民に還元するとともに、その共有・公開を通じて自由な利活用を図り、科学技術、イノベーションの創出及び地球規模課題の解決に貢献すること。
- ・ 第 2 に、大学及び大学共同利用機関（以下「大学等」という。）における利用可能な雑誌数や論文発表数を減らすことなく、かつ、研究活動に負の影響を与えないこと、我が国全体での購読料及びオープンアクセス掲載公開料（APC: Article Processing Charge）を含む経済的負担を適正化すること。
- ・ 第 3 に、我が国の研究力を踏まえた世界に対する研究成果の発信力の向上を図ること。

を盛り込むべきである、としている。

「学術論文等の即時オープンアクセス実現に向けた基本方針」（以下「本方針」という。）は、これらの理念を尊重し、下記のとおり定める。

記

(1) 公的資金による学術論文等の即時オープンアクセスの実施

- ・ 公的資金¹のうち 2025 年度から新たに公募を行う即時オープンアクセスの対象となる競争的研究費を受給する者（法人を含む） に対し、該当する競争的研究費による学術論文及び根拠データの学術雑誌への掲載後、即時に機関リポジトリ等の情報基盤への掲載を義務づける²。
- ・ 即時オープンアクセスの対象となる競争的研究費制度は、学術論文を主たる成果とするものとし、関係府省が定める。
- ・ 即時オープンアクセスの対象は、査読付き学術論文（電子ジャーナルに掲載された査読済みの研究論文（著者最終稿を含む））及び根拠データ（掲載電子ジャーナルの執筆要領、出版規程等において、透明性や再現性確保の観点から必要とされ、公表が求められる研究データ）とする。

(2) グローバルな学術出版社等（学術プラットフォーム）との交渉

- ・ 誰もが自由に学術論文及び根拠データを利活用できる権利の確保等の観点から、学術プラットフォームに対する大学を主体とする集団交渉の体制構築を支援し、交渉の取組を通じて研究コミュニティの経済的負担の適正化を図る。

(3) 学術論文及び根拠データの機関リポジトリ等の情報基盤への掲載

- ・ 学術論文及び根拠データの機関リポジトリ等の情報基盤への掲載³を通じて、誰もが自由に利活用可能となることを目指す。
- ・ 機関リポジトリ等の情報基盤とは、第6期科学技術・イノベーション基本計画（令和3年3月26日閣議決定）において「研究データの管理・利活用のための我が国の中核的なプラットフォーム」として位置付けた研究データ基盤システム（NII Research Data Cloud）上で学術論文及び根拠データが検索可能となるものとする。

(4) 研究成果発信のためのプラットフォームの整備・充実

- ・ 研究成果を誰もが自由に利活用可能とするための発信手段として、研究データ基盤システム（NII Research Data Cloud）、その他のプレプリント、学術論文等の研究成果を管理・利活用をするためのプラットフォームの整備・充実に対する支援を行う。

¹ 「公的資金」とは、国又は資金配分機関から大学、研究開発法人等に対して交付、補助又は委託する全ての経費を対象とする。公的資金は、公募型の研究資金とその他の経費（機関に対する基盤的な経費である運営費交付金等）からなる。（「公的資金による研究データの管理・利活用に関する基本的な考え方」（令和3年4月27日統合イノベーション戦略推進会議決定））

² 当該義務づけに係る措置が実施困難な場合も含め具体的方策については、関係府省間で検討する。

³ 機関リポジトリ等の情報基盤への掲載は、学術論文及び根拠データの識別子も可とする。

(5) 国際連携

- ・ FAIR 原則（Findable（見つけられる）、Accessible（アクセスできる）、Interoperable（相互運用できる）、Reusable（再利用できる））に沿ったオープンサイエンスの推進のため、学術論文及び根拠データの即時オープンアクセスに関する国際連携を進める。特に、G7 等の価値観を共有する国・地域・国際機関等との連携を図る。

(6) 実施体制その他の事項

- ・ 本方針で定めるほか、公的資金による研究データの管理・利活用に関しては、「公的資金による研究データの管理・利活用に関する基本的な考え方」（令和 3 年 4 月 27 日統合イノベーション戦略推進会議決定）によるものとする。
- ・ 資金配分機関、大学等及びその他即時オープンアクセスの対象となる競争的研究費を受給する者の所属する機関が即時オープンアクセスの実施状況を把握するためのシステム間の連携について、関係府省間で検討を行う。
- ・ オープンアクセスは研究成果の発信力の向上等のために行うものであることを認識し、既存の研究費や採択件数を圧迫しないよう留意して施策を進める。
- ・ 本方針を踏まえた学術論文等の即時オープンアクセスの実現に向け連携して取り組むとともに、関係府省間の検討の場を設け、関係施策実施にあたっての具体的方策を定める。
- ・ 国内外のオープンアクセスに関する政策動向、市場動向等を踏まえ、必要に応じて本方針を見直す。

以上

「学術論文等の即時オープンアクセスの実現に向けた基本方針」（統合イノベーション戦略推進会議
令和6年2月16日決定）の実施にあたっての具体的方策

令和6年2月21日
令和6年10月8日改正
関係府省申合せ

「学術論文等の即時オープンアクセスの実現に向けた基本方針」（統合イノベーション戦略推進会議
令和6年2月16日決定）（以下「基本方針」という。）の関係施策の実施にあたり、以下のとおり具体的方策を定める。

1. 即時オープンアクセスの対象となる競争的研究費制度

- ・ 即時オープンアクセス¹の対象となる学術論文を主たる成果とする競争的研究費制度は、当面の間、
 - 新たな科学的知見の創出を主眼とし、査読付き学術論文を主たる成果として取り扱うもの
 - 「特定の行政施策の一環として行われ、技術水準の向上を図るもの」以外のもの等の観点から総合的に判断するものとし、国内外のオープンアクセスに関する政策動向、市場動向等を踏まえ必要な見直しを行うこととする。
- ・ 学術論文及び根拠データ²の即時オープンアクセスの対象となる競争的研究費制度は、現行制度が継続し、2025年度に新たに公募を行う場合について、以下の表のとおり。なお、競争的研究費の各制度の改廃に併せて本表を修正する。

¹基本方針における即時オープンアクセスの「即時」とは、該当する競争的研究費による学術論文及び根拠データの学術雑誌への掲載後の、公開禁止期間（エンバゴ）がないことをいう。なお、「学術雑誌への掲載」とは、学術論文が電子版として学術雑誌に掲載されることをいい、掲載される学術雑誌の巻・号・ページが決定する前に当該学術論文が電子版として先行して掲載される場合はその時点を「学術雑誌への掲載」とする。また、学術雑誌への掲載後、「機関リポジトリ等の情報基盤」へ掲載するための手続きに要する期間については、所属する機関の体制等によって異なるため、特段の規定は設けない。ただし、目安として学術雑誌への掲載後3か月程度で「機関リポジトリ等の情報基盤」において公開されることが望ましい。

²「機関リポジトリ等の情報基盤」への掲載を求める根拠データは、基本方針に示している「掲載電子ジャーナルの執筆要領、出版規程等において、透明性や再現性確保の観点から必要とされ、公表が求められる」掲載学術論文の根拠データをいう。Supplemental Data等の公表を前提としているデータであり、査読の過程等で求められるデータ等公表を前提としていないデータは含まない。掲載学術論文の根拠データを含む研究データの管理・利活用は、「公的資金による研究データの管理・利活用に関する基本的な考え方」（令和3年4月27日統合イノベーション戦略推進会議決定）に基づき、オープン・アンド・クローズ戦略に基づいて実施されることとされており、今般の基本方針により、従来公開していなかった研究データを「根拠データ」として公開を新たに求めるものではない。

表 学術論文を主たる成果とする競争的研究費制度

	府省名	資金配分機関	制度名
1	文部科学省	日本学術振興会	科学研究費助成事業
2	文部科学省	科学技術振興機構	戦略的創造研究推進事業 ³
3	文部科学省	日本医療研究開発機構	戦略的創造研究推進事業 (革新的先端研究開発支援事業)
4	文部科学省	科学技術振興機構	創発的研究支援事業

2. 学術論文及び根拠データの「機関リポジトリ等の情報基盤」⁴への掲載

「機関リポジトリ等の情報基盤」への掲載は、以下のいずれかの方法によるものとする⁵。なお、掲載する学術論文及び根拠データは、出版社版又は著者最終稿に該当するものとする。

(機関リポジトリへの掲載)

- ・ 対象競争的研究費の受給者（法人を含む。以下単に「受給者」という。）は、所属する機関において機関リポジトリが整備されている場合は、原則として、当該機関リポジトリにおいて学術論文及び根拠データを掲載する。

(機関リポジトリ以外の情報基盤への掲載)

以下の場合、受給者が、学術論文及び根拠データを「機関リポジトリ等の情報基盤」に掲載したものとする。

- ・ NII RDC 上で学術論文及び根拠データを検索可能である分野別リポジトリ等に掲載した場合
- ・ NII RDC 上で学術論文及び根拠データが検索できないプラットフォームに掲載した際に、資金配分機関への実績報告に学術論文及び根拠データの識別子を記載し、資金配分機関の研究課題データベース等を通じて、NII RDC 上で学術論文及び根拠データを検索可能とした場合
- ・ Jxiv⁶や科学技術振興機構（JST）が開発するリポジトリ（(仮称)GRANTS Data）に学術論文及び根拠データを掲載した場合
- ・ 学術出版社等の電子ジャーナル上で学術論文及び根拠データを即時オープンアクセスとした際

³ 先端のカーボンニュートラル技術開発（ALCA-Next）及び情報通信科学・イノベーション基盤創出（CRONOS）を除く。

⁴ 「機関リポジトリ等の情報基盤」とは、第6期科学技術・イノベーション基本計画（令和3年3月26日閣議決定）において「研究データの管理・利活用のための我が国の中核的なプラットフォーム」として位置付けた研究データ基盤システム（NII Research Data Cloud（以下「NII RDC」という。））上で学術論文及び根拠データが検索可能となるものとしている。

⁵ 受給者には研究分担者等の研究費を受給する全ての者が含まれるが、具体的な実施方法については、当該競争的研究費の特性や所属機関のオープンアクセスに関するポリシー等に応じて、研究代表者の統括の下で、適切に行う（複数の情報基盤に掲載することを妨げるものではない）。

⁶ JST が運営する査読前論文（プレプリント）をインターネット上で無料公開するシステム（プレプリントサーバ）。査読後の論文（査読コメント等を反映している論文や公開・出版済み論文）についても、学術出版社等の許諾が得られた場合は Jxiv 上での公開が可能。

に、資金配分機関への実績報告に学術論文及び根拠データの識別子を記載し、資金配分機関の研究課題データベース等を通じて、NII RDC 上で学術論文及び根拠データを検索可能とした場合

- ・ その他の手段により、NII RDC 上で学術論文及び根拠データを検索可能とした場合

3. 即時オープンアクセスが困難な学術論文及び根拠データの取り扱いについて

- ・ 受給者は、研究成果の発表にあたっては即時オープンアクセスの実施に最大限努めることとする。その上で、受給者が即時オープンアクセスの実施が困難な場合には、関係府省及び資金配分機関が整備するシステムを通じて、各年度の実績報告の際に、当該学術論文及び根拠データの即時オープンアクセスの実施が困難な理由を報告する。
- ・ 関係府省及び資金配分機関は、科研費電子申請システム、研究プロジェクト管理システム（R3）（アールキューブ）、e-Rad（府省共通研究開発管理システム）等の資金配分機関への実績報告に使用されるシステム等において、即時オープンアクセスの実施の有無に関して報告する項目を設けるとともに、即時オープンアクセスが実施無しの場合、その理由を報告する項目を設け、以下の選択肢から選択・記載することとする。

※ 即時オープンアクセスが困難な理由（複数選択可能）：

- a. 出版社や雑誌のポリシーでエンバーゴの規定が存在
- b. 出版社や雑誌のポリシーが存在しない又は不明瞭
- c. 既存の研究費を圧迫しない範囲での転換契約や APC 支払いの活用が困難
- d. その他（自由記述）
- ・ なお、受給者は、即時オープンアクセスの実施が困難な理由が解消された場合は、速やかに「機関リポジトリ等の情報基盤」への掲載を行うものとする⁷。

4. オープンアクセスの実施状況の把握

- ・ 内閣府は関係府省の協力を得て、即時オープンアクセスの進展を確認するための調査を行い、オープンアクセスの達成状況の把握を行う。
- ・ 即時オープンアクセスの実施状況については、各資金配分機関への毎年度の実績報告に記載された情報を基に、「即時オープンアクセス論文数／学術雑誌への掲載論文数」により把握するため、各資金配分機関に対する毎年度の実績報告時に個々の学術論文及び根拠データごとに以下の情報を記載する。
 - i. 一般的な書誌情報 <既存⁸>
 - ii. 査読の有無 <既存>

⁷ この際、例えば、学術雑誌への掲載後、即時に「機関リポジトリ等の情報基盤」に学術論文と根拠データを登録し、エンバーゴ中は非公開、エンバーゴ終了後に自動公開される等のシステム上の工夫により、エンバーゴ終了後に研究者が改めて学術論文や根拠データを登録する作業を軽減することなどが考えられる。

⁸ e-Rad 等の資金配分機関への実績報告に使用されるシステムにおいて既に存在している項目。

- iii. 即時オープンアクセスの対象該否⁹＜新規¹⁰＞
 - iv. 即時オープンアクセスの実施有無¹¹＜新規＞
 - v. (即時オープンアクセスの実施無の場合) 即時オープンアクセスが困難な理由＜新規＞
 - vi. 学術論文へのリンク(出版社版の DOI＜既存＞、「機関リポジトリ等の情報基盤」のランディングページの URL 等の識別子＜新規＞)¹²
 - vii. 根拠データへのリンク(「機関リポジトリ等の情報基盤」のランディングページの URL 等の識別子。根拠データの公表が求められていない場合はその旨)¹²＜新規＞
- ・ 我が国全体のオープンアクセス化の状況については、書誌データベース等を用いた手法により、「オープンアクセス論文／学術雑誌への掲載論文数」を把握する。なお、国際的にも学術論文等のオープンアクセスを含むオープンサイエンスの進展状況の把握は進められており、G7 等の国際的な枠組みも活用しつつ、我が国として合理的な手法の確立に取り組む。

5. 国際連携

- ・ G7 科技大臣会合及び多国間、二国間の枠組みの会議の場等も活用し、G7 等の価値観を共有する国・地域・国際機関等とオープンアクセスに係る連携を図る。研究成果の公開・共有を図るための国際的なプラットフォーム間の連携、オープンサイエンスの進展状況の把握の枠組みの検討等を進める。

6. その他今後の検討課題等

- ・ 関係府省及び資金配分機関は、当該競争的研究費の最初の実績報告が行われる時期までに、資金配分機関が実績報告に使用するシステムや e-Rad 間の連携を行う等により、効率的にオープンアクセスの実施状況を把握できるように、必要な改修を含めたシステム間の体制構築を図るべく、引き続き内閣府を中心に必要な調整・連携を進める。
- ・ 資金配分機関、大学等及びその他受給者の所属する機関と連携し、NII RDC 上において学術論

⁹ 基本方針において、即時オープンアクセスの対象は、査読付き学術論文(電子ジャーナルに掲載された査読済みの研究論文(著者最終稿を含む))及び根拠データ(掲載電子ジャーナルの執筆要領、出版規程等において、透明性や再現性確保の観点から必要とされ、公表が求められる研究データ)としている。

¹⁰ e-Rad 等の資金配分機関への実績報告に使用されるシステムにおいて追加を予定している項目。

¹¹ 「iv. 即時オープンアクセスの実施有無」については、次の①～③の場合は、「即時オープンアクセスの実施有り」を選択。①NII RDC 上で学術論文及び根拠データが検索できないプラットフォーム上で即時オープンアクセスとした場合(実績報告の際に識別子を記載するなど NII RDC 上で検索可能とする手続きは必要)、②学術出版社等の電子ジャーナル上で即時オープンアクセスとした場合(実績報告の際に識別子を記載するなど NII RDC 上で検索可能とする手続きは必要)、③エンバーゴなしの学術雑誌に掲載した際に「機関リポジトリ等の情報基盤」への掲載に係る手続きに時間を要することにより実績報告時に即時オープンアクセスが未実施の場合。

¹² vi、vii の項目は、即時オープンアクセスの実施有りの場合は原則記載する。vi、vii の「「機関リポジトリ等の情報基盤」のランディングページの URL 等の識別子」は、掲載電子ジャーナル上で即時オープンアクセスとなっており、研究課題データベースを通じて NII RDC 上で検索可能とする場合、「機関リポジトリ等の情報基盤」への掲載に係る手続きに時間を要することにより実績報告時に記載できない場合等においては記載しないことも可。

文及び根拠データが検索可能となるようシステム間の連携の在り方の検討を進める¹³。

- ・ 2027 年末前後が即時オープンアクセスの実施状況の把握に係る初回調査になると見込まれるため、2027 年末を目途に国、資金配分機関及び大学等の機関が即時オープンアクセスの対象となる採択課題の成果情報を e-Rad 等で効率的に確認できる機能を実装することとする。
- ・ 本具体的方策を実施するにあたり課題が発生した場合は、資金配分機関及び受給者が、必要であればさらに関係府省及び資金配分機関が協議して対応策を検討する。
- ・ 国内外のオープンアクセスに関する政策動向等を踏まえ、必要に応じて本具体的方策の見直しを行う。

¹³ 科研費電子申請システム、研究プロジェクト管理システム（R3）（アールキューブ）、e-Rad 等の資金配分機関への実績報告に使用されるシステム、資金配分機関の研究課題データベース（科学研究費助成データベース、JST プロジェクトデータベース及び AMED 研究開発課題データベース）、Jxiv、NII RDC 等の間の連携が想定される。

学術論文等の即時オープンアクセスの実現に向けた基本方針、及び学術論文等の即時オープンアクセスの実現に向けた基本方針の実施にあたっての具体的方策に関するFAQ（令和6年10月8日更新）

質問番号	分類	質問内容	回答	最終更新日
1	即時OAの基本的考え方	「2025年度から新たに公募を行う研究費」とは、(1)2025年度に交付される研究費（2024年度以前に公募→決定）、(2)2025年度内に公募が行われる（交付は採択後）研究費のどちらか。	基本方針では、学術論文を主たる成果とする競争的研究費制度（科学研究費助成事業、戦略的創造研究推進事業※及び創発的研究支援事業）であって、2025年度から新たに公募が行われるものを対象とすることとしています。2024年度以前に公募された競争的研究費制度は対象に含まれません。なお、採択や交付時期については、それぞれの制度毎の募集要項等をご覧ください。 ※AMED事業における戦略的創造研究推進事業は、革新的先端研究開発支援事業をいう。	2024/10/8
2		即時オープンアクセスの対象には、プレプリントサーバー投稿論文、紀要、単独出版の研究報告、書籍は含まないという認識でよいか。ただし、研究者が編集事務を担当する中小規模の紀要の場合、査読を行っていれば対象に含まれるか。	今般の即時オープンアクセスの対象は、査読付き学術論文（電子ジャーナルに掲載された査読済みの研究論文（著者最終稿を含む））及び根拠データであり、プレプリントは対象とはなりません。また、紀要であるか否かではなく、査読付きの学術論文であれば対象となります。	2024/10/8
3		即時オープンアクセスの対象は「英語」で執筆された論文と、英語表記のデータのみが対象なのか。公的資金による研究には、日本語によるデータや記述も含まれると思うが、それらも即時オープンアクセスの対象か？	今般の即時オープンアクセスの対象は、査読付き学術論文（電子ジャーナルに掲載された査読済みの研究論文（著者最終稿を含む））及び根拠データであり、これに該当する日本語の論文は対象です。	2024/7/9

質問番号	分類	質問内容	回答	最終更新日
4		根拠データは「公表が求められる研究データ」とのことだが、これは「論文を出版するジャーナルが公表を求める研究データ」と考えてよいか。	基本方針において根拠データについては、「掲載電子ジャーナルの執筆要領、出版規程等において、透明性や再現性確保の観点から必要とされ、公表が求められる研究データ」としています。査読の過程等で求められるデータ等公表を前提としていないデータは含みません。 なお、根拠データを含む研究データの管理・利活用は「公的資金による研究データの管理・利活用に関する基本的な考え方」（令和3年4月27日統合イノベーション戦略推進会議決定）に基づきオープン・アード・クローズ戦略に基づいて実施していただくものであり、今回の基本方針によって、従来公開していなかった研究データを根拠データとして公開を新たに求めるものではありません。	2024/10/8
5	即時OAの基本的考え方	大学に所属する研究者以外にも即時オープンアクセスの実施の対象となるのか。	基本方針では、「即時オープンアクセスの対象となる競争的研究費を受給する者（法人を含む）」に対し「即時オープンアクセスの実施を義務づけていますので、大学に所属する研究者以外の方も対象となる競争的研究費を受給する場合は対象となります。	2024/7/9
6		2025年度に即時オープンアクセスの対象となる競争的研究費制度は一部であると理解したが、その後、いつから他の制度が対象となるか見通しはあるか。	今後の他の制度への適用については、今般対象とした競争的研究費における実施状況を踏まえ、関係府省と検討していく予定です。	2024/7/9
7		学術論文等の即時オープンアクセスの実現に際して、誰が責任を持って取り組むのか。競争的研究資金の研究代表者、研究代表者の所属機関、あるいは論文などの筆頭または責任著者（と所属機関）のいずれか。	基本方針では、「対象となる競争的研究費を受給する者（法人を含む）」に対し、該当する競争的研究費による学術論文及び根拠データの学術雑誌への掲載後、即時に機関リポジトリ等の情報基盤への掲載を義務づける」としています。 基本方針を実現するため、国、資金配分機関、研究成果発信のためのプラットフォームを運営する機関、大学、国立研究開発法人等が連携しつつそれぞれの役割を果たすこととなります。	2024/7/9

質問番号	分類	質問内容	回答	最終更新日
8	即時OAの基本的考え方	エンバーゴ無しでインターネットから無料でアクセスできるようにさえすれば、利活用に関するライセンスを明示していなくても即時オープンアクセスに対応したことになるか。	「研究成果を誰もが自由に利活用可能とする」観点から、本来、利活用の範囲に関するライセンス※情報が明示されていることが必要ですが、現状では、出版社や雑誌のポリシー等の理由により利活用の範囲に関するライセンス情報の明示が困難な場合があることに鑑み、当面の間、電子ジャーナルへの掲載後、即時にインターネットから無料でアクセスできることを、基本方針における即時オープンアクセスに対応したものとみなします。 ※国際的には、クリエイティブ・コモンズ・ライセンスが多く利用されている。	2024/10/8
9		(機関リポジトリ以外の情報基盤への掲載)において、資金配分機関への実績報告にDOIあるいはそのほかのPID(永続的識別子)等の識別子を記載する方法では、実績報告は年1回のため即時性がないように思われるが問題は無いのか。	実績報告へ識別子を記載する方法ではNII RDC上で検索可能となる時期が遅れますが、学術論文及び根拠データについて電子ジャーナルへの掲載後、即時にインターネットから無料でアクセスできるようになっていれば、基本方針における即時オープンアクセスに対応したものとみなします。	2024/10/8
10	即時オープンアクセスの方法	「即時に機関リポジトリ等の情報基盤への掲載を義務づける」とあるが、即時に行うのは「登録」か、それとも「公開」か。	「公開」です。	2024/7/9
11		基本方針にて「機関リポジトリ等の情報基盤とは、(中略)研究データ基盤システム(NII Research Data Cloud)上で学術論文及び根拠データが検索可能となるものとする。」とあるが、具体的には「CiNii Researchで検索可能」という認識でいいか。	CiNii ResearchはNII RDCの一部を構成するものであり、ご認識のとおりです。	2024/7/9

質問番号	分類	質問内容	回答	最終更新日
12	即時オープンアクセスの方法	研究室のホームページ等に論文を公開した場合、「オープンアクセス」になっているとはみせないか。NII RDCで検索可能になる必要があるのか。	基本方針では、「研究データ基盤システム（NII Research Data Cloud）上で学術論文及び根拠データが検索可能となるものとす	2024/10/8
			る」としております。所属機関のリポジトリへの掲載により公開をすることを原則としつつ、資金配分機関への実績報告に識別子（DOIあるいはそのほかのPID（永続的識別子））を記載するなど、NII RDC上で学術論文及び根拠データを検索可能になれば、他のプラットフォームで公開することも可能です。	
13		電子ジャーナルでオープンアクセスとした場合でも機関リポジトリ等の情報基盤へ掲載する必要があるのか。	学術出版社等の電子ジャーナル上で即時にオープンアクセスとした場合は、資金配分機関への実績報告※に学術論文及び根拠データの識別子を記載することで対応することが可能です。 ※今後のシステム連携によって、研究課題データベース等を通じてNII RDC上で学術論文及び根拠データを検索可能とすることを想定。	2024/10/8
14	運用の方針	査読付き学術論文及び根拠データを掲載する学術雑誌の規程等で、学術雑誌への掲載後、即時に機関リポジトリ等の情報基盤への掲載が認められていない場合、どのように対応すればよいか。	研究成果の発表にあたっては即時オープンアクセスの実施に最大限努めることとしています。その上で、受給者が即時オープンアクセスの実施が困難な場合には、関係府省及び資金配分機関が整備するシステムを通じて、各年度の実績報告の際に、当該学術論文及び根拠データの即時オープンアクセスの実施が困難な理由を報告いただくこととしています。なお、困難な理由が解消された場合は、速やかに機関リポジトリ等の情報基盤への掲載登録・公開を行うものとしています。	2024/10/8

質問番号	分類	質問内容	回答	最終更新日
15	運用の方針	所属機関に機関リポジトリが整備されていない場合、どこに掲載すればよいのか。	所属機関に機関リポジトリが整備されていない場合は、NII RDC上で学術論文及び根拠データを検索可能な分野別リポジトリ、Jxiv及びJSTが開発するリポジトリ（（仮称）GRANTS Data）※ 1への掲載が可能です。また、NII RDC上で学術論文及び根拠データを検索できないプラットフォームに掲載したい場合は、資金配分機関への実績報告※2に学術論文及び根拠データの識別子を記載することで対応することも可能です。 なお、NII Research Data Cloudの検索基盤であるCINii Researchが連携しているデータベースは以下で公開されています。 https://support.nii.ac.jp/ja/cir/cir_db ※1 JSTの助成を受けていない研究成果でも掲載可能。 ※2 今後のシステム連携によって、研究課題データベース等を通じてNII RDC上で学術論文及び根拠データを検索可能とすることを想定。	2024/10/8
16		研究成果が可視化される必要があると考えているがどのような実施するのか。	研究成果について国としての一貫性は重要と考えており、基本方針においては、「学術論文及び根拠データの機関リポジトリ等の情報基盤への掲載を通じて、誰もが自由に活用可能となることを目指す。」としています。ここでの機関リポジトリ等の情報基盤とは「研究データ基盤システム（NII Research Data Cloud）上で学術論文及び根拠データが検索可能となるもの」としてあります。	2024/7/9
17		即時オープンアクセスを継続して実施するには、論文が学術雑誌へ掲載された後、オープンアクセスにするという行動を研究者が実施する必要があると思うが、その点についてどのようなインセンティブを想定されているか。	基本方針では、研究評価における定量的指標への過度な依存を見直し、オープンサイエンス推進のための現状と課題を把握・分析しつつ、新たな評価及びインセンティブ付与のためのシステム確立と移行を目指す必要があるとしており、引き続き検討します。	2024/7/9

質問番号	分類	質問内容	回答	最終更新日
18		オープンアクセスに関わるシステムを見直すことが必要ではないか。	当該競争的研究費の最初の実績報告が行われる時期までに、必要な改修を含めたシステム間の体制構築を図るべく、引き続き内閣府を中心に必要な調整・連携を進めます。 なお、システム改修等の都合により作業フローに影響があり得る場合は改めて対応を検討します。	2024/10/8
19	運用の方針	今回、即時オープンアクセスの方針が出されたが、研究データのオープンアクセス戦略との関係はどのように捉えればよいか。	オープンアクセス戦略については「公的資金による研究データの管理・利活用に関する基本的な考え方」の「2-4.研究データの公開・共有の考え方」で示しております。また、今回決定した基本方針では、即時オープンアクセスの対象となる根拠データは「掲載電子ジャーナルの執筆要領、出版規程等において、透明性や再現性確保の観点から必要とされ、公表が求められる研究データ」としており、そもそも公開を想定されていたものが対象となり、従来公開していなかった研究データの公開を新たに求めるものではありません。	2024/7/9
20		基本方針で「学術プラットフォームに対する大学を主体とする集団交渉の体制構築を支援」と書かれているが、大学以外は対象としないのか。	当面、大学を主体とする集団交渉の体制構築の支援を進めていくこととしていますが、大学以外の機関等についても、状況を踏まえて検討していきます。	2024/7/9

岩手大学オープンアクセス方針

令和2年2月26日 制 定

令和6年4月25日 最終改正

(趣旨)

- 1 岩手大学（以下「本学」という。）は、本学における研究成果を広く学内外を問わず公開することにより、学術研究のさらなる発展に寄与するとともに、地域社会の文化の向上と国際社会の発展に貢献することを目的として、オープンアクセスに関する方針を以下のように定める。

(研究成果の公開)

- 2 本学は、本学に在籍する役員及び教員（以下「教員」という。）が、出版社、学協会、学内部局等が発行する学術雑誌等に掲載された研究成果（以下「研究成果」という。）を、岩手大学リポジトリ（以下「リポジトリ」という。）によって原則として即時に公開する。ただし、次の各号に掲載する方法で公開されている場合は、その限りではない。なお、研究成果の著作権は、本学には移転しない。

（１）オープンアクセスジャーナルに掲載されている場合

（２）論文のオープンアクセス・オプションを選択し、出版社・学協会ウェブサイトに掲載されている場合

(適用の例外)

- 3 前項にかかわらず、著作権等の理由でリポジトリによる公開が不適切である場合、本学は当該研究成果を公開しない。

(適用の不遡及)

- 4 本方針施行以前に出版された研究成果や、本方針施行以前に本方針と相反する契約を締結した研究成果には、本方針は適用されない。

(リポジトリへの登録)

- 5 研究成果についてリポジトリで公開する場合、教員はできるだけすみやかにリポジトリ登録が許諾される著者最終稿等の適切な版を本学に提供する。リポジトリへの登録、公開等、リポジトリに関する事項は、「岩手大学リポジトリ運用指針」に基づき取り扱う。

(その他)

- 6 本方針に定めるもののほか、オープンアクセスに関し必要な事項は、関係者間で協議して定める。

附 則

この方針は、令和2年4月1日から施行する。

附 則

この方針は、令和6年4月25日から施行する。

弘前大学オープンアクセスポリシー

(令和 6 年 5 月 17 日学長裁定第 29 号)

(趣旨)

- 1 弘前大学（以下「本学」という。）は、本学の研究成果を学内外を問わず広く公開することにより、学術研究のさらなる発展に寄与するとともに、その創造的成果を地域社会及び国際社会に還元し持続的発展に貢献することを目的として、オープンアクセスに関するポリシーを以下のとおり定める。

(定義)

- 2 本ポリシーにおける研究成果とは、出版社、学協会、学内部局等が発行する学術雑誌等に掲載された、本学に在籍する教員（以下「教員」という。）を著者とする学術論文とする。

(研究成果の公開)

- 3 本学は、研究成果を、弘前大学学術情報リポジトリ（以下「リポジトリ」という。）又はその他当該研究成果の著者が選択する方法によって公開する。ただし、研究成果の著作権は、本学には移転しない。

(適用の例外)

- 4 著作権等の理由で研究成果の公開が不適切であるとの申し出が教員からあった場合、本学は当該研究成果について本ポリシーの適用を免除する。又は公開を猶予する。

(適用の不遡及)

- 5 本ポリシー施行前に出版された研究成果や、本ポリシー施行前に本ポリシーと相反する契約を締結した研究成果には、本ポリシーは適用されない。

(リポジトリへの登録)

- 6 教員は、研究成果をリポジトリで公開することを選択した場合は、できるだけすみやかにリポジトリ登録が許諾される著者最終稿等の適切な版を本学に提供する。リポジトリへの登録、公開等リポジトリに関する事項は、「弘前大学学術情報リポジトリ運用指針」に基づき取り扱う。

(その他)

- 7 本ポリシーに定めるもののほか、オープンアクセスに関し必要な事項は、関係者間で協

議して定める。

附 則

本ポリシーは、令和6年5月17日から適用する。

弘前大学オープンアクセスポリシー実施要領

この要領は、「弘前大学オープンアクセスポリシー」（以下「本ポリシー」という。）の実施に必要な事項について説明するものである。

（趣旨）

- 1 弘前大学（以下「本学」という。）は、本学の研究成果を学内外を問わず広く公開することにより、学術研究のさらなる発展に寄与するとともに、その創造的成果を地域社会及び国際社会に還元し持続的発展に貢献することを目的として、オープンアクセスに関するポリシーを以下のとおり定める。

1-1 オープンアクセス（OA）の定義

学術情報（学術雑誌論文、会議発表論文、図書等）がインターネット上で公開され、無料で利用できる状態をいう。

1-2 OA の手段

グリーン OA	リポジトリ等に登録し、出版社版や著者最終稿を無料で公開する方法
ゴールド OA	OA ジャーナルに投稿し、著者が APC (Article Processing Charge/論文掲載料) を負担して公開する方法

1-3 OA の意義

学術雑誌論文等の研究成果を OA にすることによって、世界中の誰もが無料で閲覧できるようになるため、研究成果の可視性が高まり、被引用回数等のインパクトの増加につながる。

著者にとって、以下のようなメリットがある。

- ・世界中の人に研究成果を読んでもらう機会が得られる
- ・研究成果が引用される可能性が高まる。
- ・異なる分野の研究成果に触れる機会が増え、研究の幅が広がる。
- ・自分自身の研究成果をいつでも確認することができる。

（定義）

- 2 本ポリシーにおける研究成果とは、出版社、学協会、学内部局等が発行する学術雑誌等に掲載された、本学に在籍する教員（以下「教員」という。）を著者とする学術論文とする。

2-1 「教員」の範囲

本学に在籍する常勤の教員【教授，准教授，講師，助教，助手】

- ・上記以外の教職員，大学院生等は本ポリシーの対象には含まれないが，自発的にリポジトリに登録することを推奨する。
- ・本学に在籍する教員が他機関へ異動した後も，在籍時に発表し，リポジトリに登録した論文は引き続き保存・公開する。

2-2 研究成果の範囲

出版社，学協会，学内部局等が発行する出版物に掲載された以下の学術情報であり，査読の有無は問わない。

- ・ 学術雑誌論文
- ・ 会議発表論文
- ・ 紀要論文

なお，上記以外の研究成果（図書，研究報告書等）もリポジトリに登録することができる。

・ 学外研究者との共同研究成果

学外研究者との共同研究成果も本ポリシーの対象となる。

共著者がいる場合は，必ず共著者全員の同意を得たうえでリポジトリに登録すること。

なお，筆頭著者（First Author）や責任著者（Corresponding Author）が他機関に所属していて，他機関のリポジトリ等で既にオープンアクセスになっている場合は登録不要。

（研究成果の公開）

- 3 本学は，研究成果を，弘前大学学術情報リポジトリ（以下「リポジトリ」という。）又はその他当該研究成果の著者が選択する方法によって公開する。ただし，研究成果の著作権は，本学には移転しない。

3-1 公開の方法

- ・ 弘前大学学術情報リポジトリへの登録
- ・ OA ジャーナルへの掲載
- ・ ジャーナルのオプションを選択し，論文単位で OA にする
- ・ 外部の機関が設置するリポジトリでの公開

3-2 研究成果の著作権

リポジトリへの登録により、研究成果の著作権が移転することはない。

(適用の例外)

- 4 著作権等の理由で研究成果の公開が不適切であるとの申し出が教員からあった場合、本学は当該研究成果について本ポリシーの適用を免除する。又は公開を猶予する。

4-1 公開が不適切である場合

- ・ 出版社等に著作権を譲渡しており、著作権者によりあらゆる版の公開が許諾されない場合
- ・ 研究成果が個人情報やプライバシーに関する情報を含むため、インターネット上での公開が不適切である場合
- ・ 共著者の同意が得られない場合
- ・ 出版社版と異なる版の公開を差し控えたい場合
- ・ 捏造・改ざん・盗用・剽窃等、研究活動における不正行為があった場合
- ・ その他、公開することにより、教育研究上の不利益や支障が生じる場合

(適用の不遡及)

- 5 本ポリシー施行前に出版された研究成果や、本ポリシー施行前に本ポリシーと相反する契約を締結した研究成果には、本ポリシーは適用されない。

5-1 本ポリシーの適用について

本ポリシーの施行日（令和 6 年 5 月 17 日）以降に出版された研究成果に適用する。

(リポジトリへの登録)

- 6 教員は、研究成果をリポジトリで公開することを選択した場合は、できるだけすみやかにリポジトリ登録が許諾される著者最終稿等の適切な版を本学に提供する。リポジトリへの登録、公開等リポジトリに関する事項は、「弘前大学学術情報リポジトリ運用指針」に基づき取り扱う。

6-1 研究成果の提供時期

研究成果はできるだけすみやかにリポジトリに登録することが望ましい。出版社や学協会等のポリシーにより公開禁止期間（エンバーゴ）が定められている場合は、指定した日まで公開を保留することができる。

6-2 研究成果の提供方法

- ・ 附属図書館へメールや学内便等でリポジトリへの登録を依頼する。
- ・ 共著者がいる場合は、必ず共著者全員の同意を得たうえで提出すること。

6-3 リポジトリ登録が許諾される版

- ・ 多くの出版社等において、「著者最終稿」(学術雑誌等にアクセプトされる直前に著者が提出した原稿のことで、出版社によるレイアウト調整等の手が加えられていない版)をリポジトリに登録することを許諾している。出版社版をリポジトリに登録可能な場合もある。
- ・ 論文投稿時に取り交わす著作権譲渡書(Copyright Transfer Form)にリポジトリ登録が許諾される版が明記されるのが一般的だが、附属図書館においても、出版社等のWebサイトに掲載されているポリシー等を確認し、明確な情報が得られない場合は著者に照会することもある。

(その他)

- 7 本ポリシーに定めるもののほか、オープンアクセスに関し必要な事項は、関係者間で協議して定める。

7-1 その他の必要事項

本ポリシーの実施にあたり、学内部局等や出版社等との調整が必要な場合は、関係者間で協議する。

【問い合わせ先】

弘前大学附属図書館 資料管理グループ 図書情報担当
電話：0172-39-3156 / E-mail：repohelp@hirosaki-u.ac.jp

青森公立大学学術リポジトリ運用に関する要綱

平成 26 年 3 月 27 日制定

(趣旨)

第 1 条 この要綱は、青森公立大学（以下「本学」という。）図書館規程第 2 条に基づき、本学において運用する青森公立大学学術リポジトリ（以下「リポジトリ」という。）の運用について必要な事項を定める。

(定義)

第 2 条 この要綱においてリポジトリとは本学における学術成果物（以下「コンテンツ」という。）を電子的に収集、蓄積及び保存し、インターネットを通じて学内外に無償で公開及び提供するものをいう。

(システム)

第 3 条 リポジトリは、国立情報学研究所の共用リポジトリサービス JAILO Cloud の利用承認並びに共用リポジトリシステムの提供を受けて使用するものとする。

(管理及び運営)

第 4 条 リポジトリの管理及び運営は、本学図書館において行うものとする。

(登録の対象となるコンテンツ)

第 5 条 リポジトリへの登録の対象となるコンテンツは、次に掲げる全ての要件を満たすものとする。

- (1) 学術上の価値を有するものであり、次のいずれかに該当するものであること。
 - ① 青森公立大学紀要および青森公立大学経営経済学研究（以下、「紀要」という。）に掲載された論文等
 - ② 本学大学院において青森公立大学大学院学則第 24 条第 1 項による博士の学位の授与対象となった論文
 - ③ 青森公立大学ディスカッションペーパー
 - ④ 青森公立大学叢書
 - ⑤ 学術論文（学術雑誌論文、学会発表論文等）
 - ⑥ 学術資料や研究報告資料
- (2) 電子的フォーマットで作成されているものであること。
- (3) インターネットで配信できるものであること。

(登録者)

第6条 リポジトリにコンテンツを登録できる者(以下、「登録者」という。)は次に掲げる者とする。

- (1) 本学の専任教員、研究職員、学芸員及び事務職員
- (2) 紀要への投稿資格がある本学の大学院生
- (3) 本学の紀要に論文等が掲載された者(ただし、紀要に掲載された論文等に限る。)

(リポジトリへの登録)

第7条 リポジトリにコンテンツの登録を希望する者は、青森公立大学学術リポジトリ登録申請書(様式第1号)を図書館長に提出しなければならない。ただし、紀要に掲載されている者、並びに第5条(1)②の執筆者については、この限りではない。

(登録されたコンテンツの利用)

第8条 本学図書館は次の方法によりリポジトリに登録されたコンテンツを利用するものとする。

- (1) コンテンツを複製しメタデータ(書誌的事項をいう。以下同じ。)を付与の上、リポジトリを構築するサーバに格納すること。
- (2) ネットワークを通じて、前号の複製物及びメタデータを不特定多数に無償で送信及び公開すること。

(著作権に係る利用許諾)

第9条 登録申請者は、登録を希望するコンテンツについて、必要な利用許諾手続を行うものとする。ただし、紀要に掲載されている者については、この限りではない。

- 2 登録を希望するコンテンツの著作権が登録申請者のみに帰属している場合には、登録申請者はコンテンツ登録に際して、前条に定める利用について無償で許諾するものとする。
- 3 登録申請者は、登録を希望するコンテンツの著作権が複数の者に帰属する場合又は登録申請者以外の者に帰属する場合は、あらかじめ他の著作権者の利用許諾を得なければならない。

(著作権の帰属)

第10条 リポジトリに登録されたコンテンツの著作権は、登録後も原著作権者に帰属し、本学図書館は、第8条に定める利用を越えた利用を一切することができない。ただし、紀要に掲載されているコンテンツについては、この限りではない。

- 2 リポジトリとして形成されたデータベースの著作権は、本学に帰属する。

(コンテンツの削除)

第 11 条 本学図書館は、次の各号のいずれかに該当する場合は、登録されたコンテンツを削除することができる。

- (1) 当該コンテンツの登録を行った者から削除の申請があった場合
- (2) コンテンツの内容が不適切である、または他のものに帰属する著作権を侵害することが判明した場合

(その他)

第 12 条 本要綱に記載されていない事項については、必要に応じて、登録申請者と本学図書館が別途協議するものとする。

附 則

(施行期日)

この要綱は、平成 26 年 4 月 1 日から実施する。

(様式第 1 号)

年 月 日

青森公立大学学術リポジトリ登録申請書

青森公立大学図書館長 様

氏名 _____ 印

所属 _____

連絡先 (TEL) _____

(e - mail) _____

私は、「青森公立大学学術リポジトリ運用に関する要綱」に従い、下記のコンテンツについて、青森公立大学学術リポジトリに登録し、インターネットで無償公開することを申請します。

記

コンテンツの種類	☐ ディスカッションペーパー ☐ 叢書 ☐ 学術論文 ☐ 学術資料や研究報告資料
著者名	
コンテンツタイトル (論文の標題等)	
掲載誌等情報	誌名：_____ 巻 ____号 発行年月：____年__月 開始：_____ページ 終了_____ページ
公開時期の希望	☐ 公開時期を指定する (年 月 日以降) ☐ 公開時期を指定しない

※共著の場合は、共著者の同意を得てから登録申請書を提出してください。